

神奈川大学教育振興基金規程

(設置)

第1条 本学は教育の振興に資するため、神奈川大学教育振興基金(以下「本基金」という。)を置く。

(目的)

第2条 本基金は、資金を恒常的に確保し、その果実によって第6条に定める事業を行うことを目的とする。

(基金の構成)

第3条 本基金は、指定寄付金品をもって構成する。

(基金の管理)

第4条 本基金は、学校法人神奈川大学がこれを管理する。

(基金の運用)

第5条 本基金の果実を第6条に定める事業を行うための資金として運用する。ただし、寄付金品は、寄付者の意向により、その全部若しくは一部を直ちに資金として運用することができるものとする。

2 果実の残金は、本基金に組み入れるものとする。

(事業)

第6条 本基金による事業は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本学学生への奨学金に関する事項
- (2) 本学学生の文化・芸術活動奨励に関する事項
- (3) 本学学生のスポーツ活動奨励に関する事項
- (4) その他、本学学生の教育振興に必要と認められる事項

(基金委員会)

第7条 本基金による事業実施のため教育振興基金委員会(以下「委員会」という。)をもつる。

- 2 委員会は、委員長のほか、委員若干名をもって構成する。
- 3 委員長及び委員は学長が委嘱する。
- 4 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員の招集等)

第8条 委員会は、必要により委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第9条 この規程の運用に必要な事項は委員会の定めるところによる。

(事務の所管)

第10条 本基金に関する事務は学生課が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て行う。

附 則

この規程は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月16日規程第653号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

神奈川大学教育振興基金規程第6条第1項(2)、(3)号の運用基準

標記について、課外活動団体又は個人に対する援助は、下記により取り扱うこととする。

記

1. 公認の部又は公認の部に所属する個人が予選会を突破し、国内で行われる全国大会又はこれに準ずる大会、競技会、コンクール等に神奈川大学として出場する場合。ただし予選会がない場合、大会主催者が設ける参加基準タイム等の参加資格条件を満たしていれば援助することができる。

(1) 交通費 出場選手の公共交通機関の実費。貸切バスを利用する場合は、公共交通機関の運賃に換算した額以内の実費。新幹線特急料金又は特別急行列車料金は、乗車区間が片道80km以上の場合に支給。国内における航空機の利用は、次の指定地域に出張する場合に認める。
北海道、青森、秋田、富山、石川、八丈島、大島、三宅島、福井、広島、鳥取、島根、山口、四国、九州、沖縄
また、原則として自家用車、レンタカー及びタクシーの経費については、援助しない。

交通費は、一人一回につき100,000円を限度とする。

(2) 宿泊費 出場選手のみの実費。ただし、一人1泊6,000円を限度とし、大会出場日のみ援助する。夕食及び朝食の2食付き又はどちらか1食付きの宿泊料金の場合は、宿泊費の範囲内で支給する。

(3) 運搬費 大会等に必要の用具、器具等の運送費実費。ただし100,000円を限度とする。

- (注) 1. 主催者側の経費負担がある場合は、その額を勘案し、上記限度額内の実費とする。
2. 大学が認める学外の指導者が、本学の学生への指導、助言を目的として同行する場合において、経費の個人負担がある場合は、上記(1)、(2)、に該当する範囲で援助することができる。
3. 大会開催日において休学中の者は、援助対象外とする。

2. 公認の部又は公認の部に所属する個人が、公的機関から要請されて、全日本の代表又はメンバーとして派遣される場合は、上記1. に準じて、同様の援助を行うことができる。

- (注) 1. 主催者側の経費負担がある場合は、その額を勘案し、上記限度額内の実費とする。
2. 大会開催日において休学中の者は、援助対象外とする。

3. 公認の部又は公認の部に所属する個人が、公的機関等から要請されて、国際親善、地域交流等を目的とする行事に出場（参加）する場合。

- (1) 海外の場合 個人の場合：一人 20,000 円。
団体の場合：個人の場合と同額とする。
ただし、一団体につき 300,000 円を限度とする。
- (2) 国内の場合 個人の場合：一人 10,000 円。
団体の場合：一団体につき一律 50,000 円。

- (注) 1. 主催者側の経費負担がある場合は、その額を勘案し、上記限度額内の実費とする。
2. 大会開催日において休学中の者は、援助対象外とする。

4. 公認の部が、定期行事（公演会、発表会等）を行う場合に必要経費の一部を援助することができる。

- (1) 施設使用料 施設、設備の賃借料の実費。
ただし、一団体につき年 2 回までとし、1 回につき 100,000 円を限度とする。
- (2) 印刷費 定期行事を開催するために必要な印刷代の実費。
ただし、30,000 円を限度とする。
- (3) 運搬費 定期行事を開催するために必要な用具、器具等の運送費の実費。
ただし、50,000 円を限度とする。

5. 公認の部の本部組織が、所属団体の指導、助言及び支援等を目的として開催する行事又は刊行物を発行する場合の実費。

ただし、支援活動を除き一件につき 500,000 円を限度とする。

6. 課外活動のための機械器具等の購入に対する援助。

申請に基づきその都度、教育振興基金委員会が決定する。

7. 災害等に対する援助。ただし、盗難、紛失事故は除く。

申請に基づきその都度、教育振興基金委員会が決定する。

8. 大学に協力要請された課外活動団体へ援助を行うことができる。

- (1) 交通費 大学に協力する者が利用する公共交通機関の実費。
- (2) 運搬費 大学に協力するために要する運搬費の実費。
- (3) 付帯経費 大学に協力するために必要な物品等を購入する場合の経費の一部。
- (4) 協力費 本学における学生アルバイトの報酬に相当する額。ただし、1 団体 300,000 円を限度とする。
- (5) 宿泊費 大学に協力するために要する宿泊費の実費。
- (6) 会議費 大学に協力するために要する会議費の実費。

9. 教育振興基金委員会は特に顕著な活躍をした団体及び個人に対し、追加援助することができる。

10. 教育振興基金委員会が特に認めた場合、その他の援助についても考慮する。

付 記

1. この運用基準は、平成 6 年 4 月 1 日から適用し、平成 6 年 6 月 13 日から施行する。
2. この運用基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
3. この運用基準は、平成 10 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 5 月 6 日から施行する。
4. この運用基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
5. この運用基準は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
6. この運用基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
7. この運用基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用し、令和元年 5 月 15 日から施行する。